

平成27年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

平成27年9月10日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第45号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 報告第10号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 議案第38号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第11 議案第39号 平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第40号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第41号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第15 議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第16 議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第17 認定第 1号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 2号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 3号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 4号 平成26年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳

入歳出決算認定について

- 日程第 2 1 認定第 5 号 平成 2 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 6 号 平成 2 6 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 報告第 1 1 号 平成 2 6 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 4 報告第 1 2 号 平成 2 6 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
(日程第 1 7、認定第 1 号～日程第 2 2、認定第 6 号及び日程第 2 3、報告第 1 1 号及び日程第 2 4、報告第 1 2 号 8 件一括)
- 日程第 2 5 発議第 7 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第 2 6 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議 長	1 0 番	村 山 修 一 君	副議長	9 番	佐 藤 晶 君
	1 番	加 藤 勉 君		2 番	田 中 良 君
	4 番	宮 腰 實 君		5 番	小 野 哲 也 君
	6 番	坂 本 志 郎 君		7 番	松 原 臣 君
	8 番	鹿 又 政 義 君			

○欠席議員（1名）

3 番 高 島 讓 二 君

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	山 崎 守 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	企 画 振 興 課 長	川 端 達 也 君
総 務 課 長	太 田 洋 二 君	税 務 財 政 課 長	高 橋 力 也 君
納 税 担 当 課 長	長 屋 修 二 君	環 境 生 活 課 長	五 十 嵐 勝 彦 君
保 健 福 祉 課 長	対 馬 憲 仁 君	保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 課 長	斉 藤 健 治 君	水 産 商 工 観 光 課 長	堺 昇 司 君
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	平 田 充 君	水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	田 澤 道 広 君
建 設 水 道 課 長	北 澤 正 志 君	学 務 課 長	中 田 靖 君
社 会 教 育 課 長	石 田 順 一 君	会 計 管 理 者	野 理 幸 文 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 松田伸哉君 次 長 丸山晃君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、平成27年第3回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、7番松原臣君及び8番鹿又政義君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修について報告がありました。

次に、羅臼町監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 平成27年度第3回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様には万障繰り合わせ、御出席をいただきましたこと御礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、1件、行政報告を申し上げます。

既にお手元に配付してございます9月8日現在における市場の鮮魚取扱高の状況でございます。皆さんも御承知のとおり、ホッケの激減が著しい状況にありますことから、私も非常に心配しているところであります。

昨年同日のトータルで見ますと、数量で約4%減であります。金額で約3億5,000万円増の27億円となっております。このことにつきましては、漁価高などの要因も考えられますが、本格的な秋漁も始まりましたことから、数量ともに今後の豊漁に期待するところであります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番宮腰實君。

○4番（宮腰 實君） 私は、通告に従いまして、まず民家の屋根に営巣するカモメの対策について、もう1点は、町内に点在する空き家の対策についてお伺いいたします。

まず、民家の屋根に営巣するオオセグロカモメが、このごろすごい例が、数が多く見られます。ふんによる屋根の腐食、早朝からの泣き声による騒音などから、住民皆さんに大変な負担をおかけしています。海鳥として生態維持の観点からも、積極的な追い払いが必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目でございます。

少子高齢化に伴いまして空き家が急増し、全国的に空き家対策が大きな問題となっております。現在の羅臼町における空き家対策はどのようになっているのかをお尋ねします。また、これまでに町として把握している空き家、中でも既に危険な状態にあり、解体撤去が急がれるものはどの程度存在するのかをお尋ね申し上げます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、民家の屋根や公共の建物に営巣するカモメの対策についての御質問でありま

す。オオセグロカモメは、知床では一年中見られる種類であり、本来は海岸の崖地などで営巣します。羅臼町では、昭和63年に1つがい民家の屋根で営巣したのが最初でしたが、その数年後から急激に繁殖するつがい数が増加し、現在300から400つがい町内の人工物で繁殖している状況であります。

そのため、泣き声や屋根を歩く騒音、ふんや塩分による屋根や車のさび、洗濯物などへのふん害など、住民生活にさまざまな弊害が生じております。

この状況を受けて、町では平成11年から卵とひなの駆除を実施しており、年によって変動は大きいのですが、多い年で卵を105卵、ひなを37羽駆除しております。しかし、当時この駆除を始めるに当たっては、前例がないということで、駆除の許可条件としてカモメの営巣状況に関する調査が義務づけられ、そのときの許可機関であった環境庁にその調査結果を提出することで、ようやく駆除の実施と継続を認めてもらったという経緯がございます。

現在は、町が毎年有害駆除申請を北海道に提出して許可を得た上で、町内の定められた業社に住民が依頼して有料で駆除をする方法と、住民みずから駆除作業を行う方法とがありますが、どちらの場合でも町職員が駆除作業に立ち合うとともに、駆除された卵やひなの処理を実施しております。

また、温水プールなど公共施設では、鳥害を防ぐための器具やシールを試したりしておりますが、いまだに効果的な駆除策が見いだせない状況であります。そのため、ひなや親鳥に足環や着色をして移動状況を調べたり、産卵前の巣づくりの段階で何回巣を撤去すれば営巣を諦めるのかなどの調査や実験を実施している状況です。

議員御提案の追い払いに関しては、営巣場所である民家やその近くでの銃の発砲は、法律で禁止されていることに加え、追い払うという自体もさらなる騒音を招くことになり得るため、現在実施している卵とひなの駆除を継続するとともに、さまざまな調査や実験も継続しながら、効果的な対策や除去方法を模索してまいりたいと考えております。

2件目は、町内に点在する空き家対策についてであります。

適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全と、あわせて空き家等の活用を促進するため、昨年11月に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、ことし2月には国の基本指針が示されました。

当町においても、老朽化して倒壊や外装材の剥がれなど、保安上危険のおそれがある空き家が存在し、対応に苦慮しているところでございます。また、使用されていない良質な空き家も存在しており、活用を促進するための対策が必要となっております。適切な管理がされていない悪影響を及ぼす空き家について、所有者の経済事情や不明等の理由で対策が進んでいないのが実情であります。

町としては、所有者による適正管理を第一義に適正に対応するよう個別に指導対応しておりますが、今後は対策課題として、庁舎内に検討委員会を設置し、取り組んでまいりま

す。また、すぐできることとして、空き家・空き地の活用を促進させるため、空き家・空き地の情報を収集し、町内に移住を希望している方や住民の建築のために宅地を探している方に対して情報を提供することにより、移住・定住の促進と空き家・空き地の有効活用による地域の活性化を図ることを目的として、空き家・空き地バンク制度を年内をめどに実施していきます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 寛君） それでは、今、町長たくさんお話ししてくださいました。十二分にカモメの害に関する情報は、皆さんもう既にわかっているということなのですけれども、中でも、私、カモメのたくさん住んでいるところに暮らしております、朝3時、ちょうどカモメが営巣して子育てを始めるときというのは、一番日の長い時期なのですね。日の出も早いです。羅臼では3時ちょっと過ぎになると鳴き始めます。それも鳴き交わしますから、民宿だとか、あるいはホテルにお住まいの方々、一番僕が気になるのは観光客なのですね。羅臼へ来ました。気味が悪いほどの屋根の上にカモメがたくさん並んでいます。がしかし、それを追い払いも何もしないで、そのままって、えっ、屋根つきの駐車場も何もないの。私の大事な車、あるいは自慢のバイクで来たのだよ。それにべったりとふんがかかっている、朝早くから鳴き声で起こされて、寝られなくてといたら、きっと観光客の羅臼町に対する、何ここの、こんなところに、海から3キロも離れたところに。

先ほど町長がおっしゃいましたように、私は昭和55年に参りましたけれども、そのころには屋根にというのは、全く見ませんでした。いつからというのは、先ほど1つがい昭和63年ですか。標津町にも、根室市にも、あるいは斜里町にも同じ条件あります。海に近くて、ゴメがたくさんいて、花咲港もそうですね。でも、私、昔、花咲港で2年間ほど仕事していたことありますけれども、あれほどいた、ゴメの中でも屋根で営巣するのは1羽も見ておりません。

だとすると、この町がもしかしたら、ああ、いっぱい屋根についたけれどもしようがないかぐらいでもって放っておいた結果、恐らく、これは想像ですけれども、ここで生まれた、この屋根で生まれたゴメは、いずれ4年後か、5年後にお母さんになるときに、また屋根に戻ってくると思われますし、せんだってお伺いした点では、結構長生きなのだそうです。そうすると、前の年に危険なく卵を産めたやつは、また屋根に戻ってきます。そうすると、やっぱりちょうど営巣期に、ここは君たちの営巣にはすぐわないところだといって、町ぐるみで町民から、それからみんなが追い払いをするしかないのではないかと。君たちの営巣する場所ではないよと。

民家の屋根は、個人による追い払いも行われております。また、巣の除去も行われているところもあります。けれども、高齢者世帯は無理なのですね。お金出せといたって、そう簡単に。何より問題なのは、自分に所有権のない住宅に住んでいる人、つまり公営住

宅ですとか、あるいは団体の漁協ですとか、何とかなのアパートなんかに住んでいる、あるいはその住宅にいる人たちは、これは自分のうちの屋根でないから、腐ろうが何だろうが余り関心はないのですね。民家の人たちが幾ら一生懸命追い払いをしたって、公共の建物も同じです。

先ほど町長のお話にもありましたけれども、ここに、深刻さをわかってもらうためにパネルを持ち込ませていただきました。たしか去年とおっしゃいましたよね。屋根を張りかえたのは、この福寿園という公共の建物です。もう既に旅立ちが終わっていて、かなり幼鳥はここに1羽しか見られません。あとは、もうたくさんのお鳥が既に旅立った後でございます。でも、わずかこれだけの屋根の中に二十数羽おります。去年、張りかえたばかりの屋根が真っ白になっています。だとしたら、この屋根が、特にこれは老人福祉館ですけども、幼稚園の屋根、体育館の屋根、町営住宅の屋根と、数え上げれば切りがないほどです。

無落雪の公共建物、例えば幼稚園の屋根ですとか、プールの屋根ですとか、あそこは営巣材が詰まってしまうと水が流れないのですね。プールになっているところ、教育委員会のほうに、おい、幼稚園の屋根から水あふれそうぞとお知らせしたこともありますし、それからプールの屋根が本当のプールになっているのを見たこともございます。

公共建物の屋根が腐食するだけでも、早まるだけでも、大変な損害だと思いますけれども、先ほどの町長の答弁ですと、しょうがないのだと、今のところ頑張っているのだけれども、これしかやりようないのだというお話でした。そういう相当な損害にも、ただ気分的に嫌なだけではなくて、大きな損害になるぞというようなときのこともお考えになったならば、どのように感じられるか、お話しいただければと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの宮腰議員の質問に対してですけれども、確かにカモメの活発になる時間、私どもの周りでも、私の家の周りでも、朝は非常に活発で、確かにうるさいなと思うことはございます。それぞれにそれぞれの民家で対応しているというのが今の現状であろうというふうに思います。

観光客への被害、これについて、観光客の方がどのようにそれを感じて、カモメをどのように見ているかということについては調査をしておりますので、何とも言えないところはありますけれども、そういった車やバイクへの被害というものが観光客にとって非常に遺憾なものであるとすれば、それはそれでカモメの状況というのを何とか是正をしなければいけないというふうに思いますけれども、これについては、いろいろな形でまたアンケートも含めて調査をしていきたいなというふうに思います。

私は、町外のことについては、羅臼以外ではそういうことがないのだということについては知り得ていないものですから、そこについては何ともお答えできませんけれども、確かにふえているというか、カモメがふえているのか、屋根の上などで営巣するカモメがふえているのか、これについても今後とも調査をしていかなければいけないというふうに思

います。

また、先ほど写真でも見せていただきました福寿園などの公共建物についてですけれども、これについては、町としてもさまざまな取り組み、また、必要であればどんな取り組みをしたのかというのは担当のほうから御説明をさせていただきますけれども、今までいろいろいな形で巣をつくらないと、つくらせないとということを試してまいりましたけれども、先ほど申しましたとおり、実際に効果が薄いというのが現状であります。

そのことによって、例えば先ほど言った幼稚園の上の問題、プールの上の問題、いろいろあるかと思えますけれども、確かにそのことによって公共施設の屋根が傷んで建物に非常に大きな被害を与えるとすれば、そのことについて、これからも取り組んでまいりたいと思えますけれども、正直言います、今のところそれに対する手だてというものが、しっかりした手だてですね、そういったものがはっきり見つかっていないという状況でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。

研究者にお伺いしましたところ、やはりさっきお話しありましたように、屋根の営巣は町内で約300から400棟。だけれども、その一方で海岸に営巣する個体はかなり減っているのだと。行動の変化について、根本的な研究が必要であるので、拙速な追い払いは賛成できないと、研究者に厳しく言われました。

恐らく、まだわからないけれども、オジロワシだとかを頭にする、捕食者から守るために、捕食者を避けるために人間を利用しているのではないかと、生活圏をね。そう言われてみると、確かに大きな建物なのだけれども、人が住んでいないところに全くふん一つないというのが幾つか見られるのです。ですから、人の気配がないと、同じ屋根の上でも捕食者が来てしまう。だから、人の気配のあるところということなのかもしれません。いずれにしろ、まだはっきりしたことは、カモメに関することは全くわかっていない状態だというお話でございました。

カモメの専門家、専攻して、私、カモメ屋さんよというような人が道内で2人とか3人ぐらいしかいないのではないかしらみたいな話をしていましたので、一方で、カモメはもちろん、世界遺産を構築する一つの自然を代表する生き物ですから、であれば、環境省なんか逆に良好な状態で、世界遺産を、あるいは国立公園を守るというために、環境省の出先機関まで羅臼にあるわけですから、当然彼らに協力をいただいて、そして各大学の研究者なんかをどっと入れてくるような、そういう工夫をしてもらうことが大切だと思うのですけれども、いかがでございましょうか。でないと、何年かかったとしても、今のままではやってはいるのだけれども、対策がさっぱりあれなんだよねという話が続くのでは困るなという気がします。だから、いつ幾日までにこの研究を終えるよと。

今のところカモメへの感染報告はないそうですけれども、鳥インフルエンザなんかがあったときに、人間とこれだけ近くなっていたときのことを考えるとぞっとするところが

あります。

また、北海道の根室振興局によりますと、皆さんももう調べていらっしゃると思いますけれども、2カ月間にわたり対策員20人で、1人20羽までの駆除の許可は出せますよという報告をいただいております。私も銃を持つ者の一人として、もし可能であれば、もちろん協力は惜しみませんし、どこで撃てるかということも、これは町として、熊だとか、鹿の場合のは特別採捕地区、要するに国立公園内でも駆除ができるようになっていきますから、そうすると、最も危なくないところで駆除ということももしかしたら考えなければいけない。もちろん研究の後の話ですけれども、そういうことも考えていただきたいと思います。

環境省を利用するお考えはございませんか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 環境省との連携ということだと思います。

当然、専門家ですから、いろいろな御意見を伺いながら対策をしていくということは必要であろうというふうに考えております。ただ、実際に今、宮腰議員がおっしゃられたさまざまな要因が屋根の上で巣をつくるということに関してはあろうかと思えます。環境というもので、もともと、例えば餌の問題であったり、海岸に多くの餌があって、それが例えば今は不法投棄ということで、なかなか海岸にそういった魚の残骸ですとか、そういったものが少なくなって、逆に家の周りにそういった食べるものの変化というものが鳥の中に出てきたのかということも一つの要因として考えられるのかとか、さまざまなことを、その原因を究明していかなければいけないし、先ほど言ったとおり、専門家等の意見も聞きながら本当に効果的な追い払い駆除の方法がないのかと。

鳥に関しましては、カモメも同様、いろいろな形でのその枠はあろうかと思えますけれども、基本的には保護鳥という鳥全てがそういう形になっておりますから、このことだけでむやみに枠を広げていくということも、またそういった機関とも相談しなければいけないですけれども、そのことについても協議をしなければいけない状況だというふうに思っておりますので、このことについては今まで同様、まず原因を究明して、それから対策、いい対策といいますか、効果的な対策を講じていくということを試していくしかないのかなと、今のところそういうお答えになると思います。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） わかりました。

ただ、町長の今の御答弁で、いろいろな研究者と意見を交わしながらという、その研究者がいなくともさっき申し上げましたように、研究者そのものがプロフェッショナルがごく少数しかいないということ。ですから、これは研究者を派遣していただくように、あるいは研究者に育てていただくように、町として働きかけていかなければ、時間がかかり過ぎるのではないかという気がしております。

カモメはそこまでにしておきまして、今度は、空き家問題についてお伺いいたします。

8月17・18日の2日間、北海道大学の公共政策大学院による地方議員向けのサマースクールに同僚議員とともに参加してまいりました。

昨年11月の空き家等対策推進に関する特別措置法の公布を受けて、空き家対策がサマースクールのテーマだったことが、私も、どれ、行ってみようかと。今、私の住む町内にも皆さん御存じだと思いますけれども、4,900平方メートル、それから1,200平方メートルという巨大な負の遺産がございます。このほかにも私の町内、これを含めて7戸、私が確認しているだけであるのですけれども、その中で、この特措法で特定空き家と言われる危険な建物で区分されるもの、これも先ほどの二つを含めて3件存在しております。

ここで、特措法の中にあります特定空き家、大まかに言ってですけれども、このまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態にあるもの、それからそのまま放置すれば著しく衛生上有害となるもの、それから適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているもの、その他、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のものというふうに、これは大まかにですけれども言われております。

この大きなものも含めた空き家対策に何かの解決の糸口が見られるかもしれないという思いで、サマースクールに参加してまいりました。

たくさんの自治体は、既に空き家対策に関する条例が制定されておりました。羅臼町でも先ほど御答弁の中にデータベース化していきたいのだとか、そういうお話がありましたので、ぜひこれを急いでいただきたいと思います。

全国に伝播していた空き家の適正管理条例の概要ですけれども、見てみましたら、まず空き家と定義するために、常時無人であること、それから不適正な管理があること。これを見つけたときに、町として適正管理を義務づける。そして、その上で個人の資産ですから、外観からの目視による実態調査をする。そして、その後持ち主に対して助言・指導を行い、それから、それでも動かないときには勧告を行い、お金ないのだと言う人には、これは頭を決めて、では撤去するのであれば、これだけの助成をしますよと、助成金をつける。それでもまだ動かないときには命令し、公表し、最後には行政代執行を行うというのがほとんどの条例、変わりませんでした。

羅臼では、過去にスケソウの大景気の折に、次々と建設された巨大な民家や倉庫などが今、築後四十余年を迎えようとしています。一方、刺し網漁業の、先ほど町長の行政報告にもありましたけれども、漁業の低迷によりまして人口の流出が懸念されているところでもあります。そうしますと、そこで空き家が、もしかしたら今後加速度的にふえていくかもしれない。邪魔者と考えたらすごいあれになるのですけれども、まず空き家というのは、古くなってしまったものはどうしようもないのですけれども、空き家を邪魔者と考えないで財産なのだ、地域の財産と捉えて、ちょうど子育ての世代、皆さん御存じだと思いますけれども、やっぱり一番子どもが小さくて元気なときに、わんぱくにうちの中を走り回って育てたいよなと思いつつながら、なかなかその年代でそういう自宅を構えるというのはのは

難しいことです。だとしたならば、そういう住みかえ、子育て世帯に住みかえを進めるですとか、それから先ほどお話しにありましたように都会地の人に移住を進める。それから、昔、別荘を持つというのはとんでもないお金持ちの世界で、夢のようだったのですが、今であれば、もしかしたら、第2の住宅として、ああそうか、羅臼のいい時期だけそっちに移り住むかなみたいな人も考えられるかもしれない。そうすると、世界遺産の町から羅臼で別荘を持ちませんかというような発信ができるかもしれません。そんなようなことも考えてみましたけれども、町長のお考えはいかがですか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 空き家に関しましては、今、宮腰議員がおっしゃいましたとおり、さまざまな活用も含めて検討をしていきたいということで、先ほどもお答えさせていただいたと思いますけれども、検討委員会を設置して協議をしてまいりたいというふうに考えておりますし、特別措置法及び基本指針に沿って当町としてどう空き家対策を進めていくかということで検討をしてまいりたいというふうに思っています。また、空き家・空き地バンク制度というものについては、御提案のありましたさまざまな形で利用も含めて考えていかなければいけないということになりますけれども、所有者もいることから、その辺の理解も得ながら、どのように進めていけるかというふうなことも含めて検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） あと一つ心配なのが、既に空き家になっていて飛散している、あるいは窓ガラスが次々と割られて子供たちも出入りできる状態にある。虫もほかの動物も住みついてしまっている。これら急がなければならぬものをどのようにしていくかということがまずあります。もちろん、これは対策を急がなければなりません。

先日、17町内ありますけれども、その各町内会長さんにそれぞれの町内に存在する空き家の調査をお願いいたしました。まだ、6町内からしか回答をいただけておりませんが、この6町内全てに空き家が存在しております。6町内に、私のところも含めて36戸の空き家が確認されており、この特定空き家の中に6戸あり、既に即刻撤去しなければ危険だと思われるものという返事が返ってきております。

いろいろ調べておりましたら、国交省の交付金の中に社会資本整備総合交付金、それから内閣府の中に社会資本整備交付金という2本の交付金があって、私は余りなれていませんので、条文をすっかりごっくんと飲み下せませんけれども、町として企画して、これをこのようにしていきたいのだというあれさえつくれば、使えるかなというようなことが書かれておりました。

声を大にして申したいのは、最初からの空き家はありません。空き家として放置される前に地域や自治体が寄り添って、空き家をつくらせない対策がこれから最も必要と考えております。やっぱり近隣の人々が一番事情を知っているのです。あそこのばあちゃん倒れたから、病院に入っていたのだけれども、恐らくじいちゃん子供のところに行くわだとか

という事情を知っているのは近隣の人であり、あるいは自治体、町内会の組織だとか。ですから、自治体と町内会組織、あるいはそういう人たちが連携を密にして、空き家になる前の対策を強化する。

例えば、通常、思い入れあります。長いこと暮らしたお家には思い入れがありますから、娘のところに行くけれども、夏に何カ月か帰ってきて暮らすんだ、あるいは年に何回か帰ってきて、何だかもあるし、大好きな花もあるし、これの手入れに来るのだと言っていくのだけれども、実はだんだん年とっていくわけですから、そのままになっていって子供たちも来る暇なくて空き家になっていくというのが、いろいろなタイプがあるのですけれども、これが結構多いパターンなのですね。そうすると、この人たちに、ばあちゃん、札幌の娘さんのところ行くならよかったね。これ残していてもしょうがないでしょう。隣でこういう人がいて、こういうふうに大事に使いたって言っている人がいるのだと。間に入ってコーディネートするような立場の人がいたならば、空き家をつくらずに済む。ましてや先ほど申しましたように、子育て中の人がいかがいなく広いところで伸び伸びと子育てができるというようなことが考えられます。

ただ、ここで注意が必要なことは、どうしても高齢者世帯がふえていますから、押しつけるのではなくて、無理なく丁寧に事情を聞き取って、そして説明して、当事者が本当に得心して納得できた。ああ、よかったと。それなら安心して行けるとような状態をつくってやるのがまず大切であると考えますし、それから特定空き家に至っていなくても、羅臼みたいに季節風が一方的に吹くところがあります。必ず風下にいる、常に風下なんだ、わしのうちは、冬になると。そうすると、雪というおもしろくないうちに物すごい風が吹くときがあります。きょう見たときには、まだ特定空き家には至っていないかもしれないけれども、常に風下に暮らす人にとっては、何とも言えない恐怖感です。だから、この不安感にも心を配らなければならないなというふうに思っております。

急がれるし、特段の御配慮をお願いしたいと思っておりますけれども、いま一度町長の力強いお言葉をいただければと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） いろいろ御提案もいただきましたし、まず、連合町内会のほうでそのような形で、各町内会で空き家の調査を行っていただいていることに関しまして、お礼を申し上げたいというふうに思いますし、また、その報告がありましたら、是非こちらのほうにも情報をお寄せいただければというふうに思います。

また今後、この空き家の問題については非常に大きな問題になり得る可能性もございますので、町内会単位の御協力をお願いするということもあろうかと思っておりますので、その辺についてもどうぞよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

いろいろなことをしていかなければならないのですが、正直言ひまして、この空き家の問題については非常に難しい問題もあります。所有者の問題、それから経済的な問題、それから実際には所有者が特定できないという問題もありますし、特定できても、空き家と

いえども財産なのだというようなことも含まれてくる事例もございます。現在、羅臼町としてもそういった空き家、また近隣に迷惑をかけるおそれのある空き家については調査を進めてまいります。また、それをどう利用していくかという検討もしてまいりたいというふうに思います。また、何度もお願い申し上げるようで申しわけございませんけれども、町民の皆さんの御協力もぜひいただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 寛君） ありがとうございます。

なお一層の御苦勞をかける思いますので、よろしくお願いいたします。

質問を終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、宮腰君の質問は終わりました。

次に6番、坂本志郎君に許します。

坂本君。

○6番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問いたします。

質問テーマは4件6項目ですが、それぞれ町長のお考えをお伺いしたいと思います。

最初に、町長は、平成27年度の行政執行方針の中で、まちづくりの基本方向として、漁業に関して平成26年度、昨年度は100億円以上の水揚げを維持することはできたが、全体として依然として厳しい状況にあるとし、沿岸資源の維持・増大と藻場の回復の支援とともに、浜の目指す姿について漁業協同組合と連携しながら行政としてできる対応をすると述べられました。

ことし、先月8月末の鮮魚取扱高日報、先ほど9月のきのう現在のが出ていましたが、8月末の日報によると、取扱数量は前年同期比で92.8%、金額で110.4%で推移をしています。先ほどのも大体そのくらいの数字になるのかなと思いますが、そういう意味では、金額的には多少高くなっているからそういう流れかなとも思うのですが、それを魚種別に見ると、ホッケの水揚げは数量で前年同期比で72%減、金額で52%減となっているなど、魚種によっては大幅な減少となっています。その上で改めて、町長は昨今の羅臼の漁業環境をどのように捉えているのか。そして、沿岸漁業の振興策として何が必要と考えておられるのか、お答えください。

次に、平成26年11月、去年の11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、公布されました。この空き家対策特措法第4条に市町村の責務が明示されていますが、4点お伺いします。

この空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要、背景と施策の概要についてお答えください。それから、今申し上げたように、この法律には市町村の責務が設けられていますが、この特措法施行に対応する羅臼町の空き家対策の考え方についてお答えください。それから、羅臼町の一般住宅の空き家、先ほど同僚議員が同じような中身で質問していますので、重複するところは先ほどと同じということで結構ですけれども、空き家について

はたくさん種類があります。隣に住んでいるけれども、隣は空き家になっている、それはもう管理がされているわけですよね、別荘みたいなもので。あるいは賃貸用のアパートであいているところも空き家ですよね。それから売却する予定の空き家、その他の住宅とあるのですが、これらについて、もし現在どのくらいあるのかということがおわかりでしたらお答えください。それから、あわせて羅臼町の一般住宅の総戸数、1,600棟くらいかな思うのですが、正確にわかれば、それも教えていただきたい。そして、この空き家の中で、宮腰議員も先ほどこのことを強調していましたが、管理不全状態の著しい、悪い空き家、これは法律では特定空き家というふうに言っていますが、これはどのくらいあるのか、お答えをいただきたい。

次に、今朝の道新に載っていましたが、根室でふるさと納税が少しふえていっているよというお話がありました。湊屋町長は、同じく行政執行方針の中で、より効果的な方法で早急に実施するというふうに述べられました。6月に執行方針をお話しされてからまだ3カ月くらいしかたっていませんから、どうなっているのだというのもあれなのですが、ふるさと納税の具体化と現時点の進捗状況についてお答えをください。

最後に、今年6月の第2回定例会において、当町に約200名いる要介護者のうち、相当部分の人が障害者控除認定書の申請をして町長の認定を受けると、税の控除の対象になるということ。多くの該当者はこの制度をよく知らない、知らされていなかったということもあるかもしれませんが、申請していません。このことを取り上げて、改善を求めました。

その上で、今年度の対応について、該当する方に申請書を送付して、申請により障害者控除が認められた人には次年度から認定書を自動発行して、申請手続を簡略化すること。そして、確定申告や年末調整の際、この認定書を必ず持参するよう周知するべきではないかという提案をいたしました。

町長の答えは今後きめ細かい周知を検討すると言われましたが、今年度12月とそれから春に確定申告がありますけれども、今年度はどのように対応されるのかお伺いして、再質問を利用し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員より、4件の御質問をいただきました。

1件目は、羅臼町の基幹産業、漁業に関して2点の御質問であります。

1点目は、昨今の羅臼町の漁業環境をどのように捉えているかについての御質問です。

過去5年間の漁業生産状況の推移を見ますと、平成22年、5万5,000トン、131億円。平成23年、5万7,000トン、136億円。平成24年、4万3,000トン、127億円。平成25年、5万トン、142億円。平成26年、3万5,000トン、116億円と、多少数量や金額の上下はありますが、高水準での鮮魚・製品の取扱状況が続いていると考えられます。

一方、魚種別で見ると、ホッケは、平成22年と26年を比較しますと、数量で6,8

75トン、金額で7億5,200万円の減少。イカは、平成23年と26年を比較しますと、数量で1万5,919トン、金額で23億4,100万円減少。スケトウダラは、平成22年と26年を比較しますと、数量で2,797トン、金額で1億6,300万円の減少。タラは、平成22年と26年を比較しますと、数量で1,107トン、金額で3億7,000万円の減少。秋鮭は、平成22年と26年を比較しますと、数量で1,440トン、金額で17億6,900万円の増加。昆布は、平成22年と26年を比較しますと、数量で109トン、金額で1億9,900万円の減少と、主要魚種は減少傾向にあります。

漁価に恵まれ、資源の減少に対するほど金額の落ち込みではないものの、近年の海洋と気象の変化が著しく、海水温の上昇や異常気象が多く、漁場環境の変動により来遊時期の遅れや漁期の短期化による漁獲不振が見られます。一方、温暖系魚種のブリなどは、増加している状況にあります。また、ナマコやホタテ、ホタテの稚貝、ウニなどは比較的安定していると考えております。

このような状況下、漁価には恵まれながらも、漁業資源の枯渇が進行しており、漁業種類による所得の格差が広がっている状況があり、羅臼漁協では本年懸案事項となっていた所得格差是正対策をまとめ取り組みをしているところは、町としても承知をしているところです。

2点目の沿岸漁業の振興策として何が必要と考えているかについてであります。

当町の産業振興を考える上で、基幹産業である漁業の安定化が地域全体の活性化につながると認識しており、漁業の発展が最重要と考えております。その上で、特に4点の推進事業を当町の漁業振興策として、第7期総合計画に盛り込むため、現在作業を進めているところであります。

まず一つ目は、持続的漁業生産の確立と栽培漁業の推進です。

安定した漁業生産が維持できる持続的漁業の確立を図るため、資源管理体制の確立、海域の特性に応じた栽培漁業を推進すること。

二つ目は、漁業経営基盤の強化と人材育成です。

将来に展望の持てる安定した漁業経営を実現するため、研修や教育の充実により本来あるべき羅臼の漁業を考えられる漁業後継者を育てることが急務と考えております。

三つ目は、生産流通基盤整備と消費拡大です。

町内の漁港整備につきまして、消費者に安全・安心で高品質の生産物を安定供給するため衛生管理の強化、安心して作業できる耐震化や屋根つき岸壁の設置などを目指す必要があります。また、羅臼昆布の消費拡大のように漁協だけではなく、オール羅臼で羅臼産水産物の消費拡大のPRや羅臼産のすぐれた海産物をブランド化することでほかの商品との差別化を図ることが必要です。また、さらなる地域産業の活性化を目指し、平成17年度に実施した産業連関調査により当町の所得の低さが問題視されましたが、地域内循環システムの構築や地場水産物の高付加価値化、地域資源を有効に活用した商品開発をすること

が消費を拡大する上で必要と考えます。

四つ目は、高潮や高波等の海岸対策事業の推進です。

町内の海岸は、漁業生産活動の場としても活用されております。安全・安心して作業ができるよう対策事業を要請していく必要があると考えております。

2件目は、羅臼町における空き家対策について、四つの質問であります。

1点目は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要、背景と施策の概要はどの質問であります。

背景としては、全国的に空き家などが年々増加し、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されるところであります。

空き家等がもたらす問題は、多岐にわたる一方で、解決すべき課題が多いことを踏まえると、空き家等がもたらす問題を総合的に対応するための施策のさらなる充実を図ることが求められたところです。

そのため、地域住民の生命、身体、または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、同措置法が平成26年11月27日に公布されたものです。

施策の概要ですが、市町村において空き家等対策計画の策定、協議会の設置を行うことを求めており、施策を推進するために、空き家等の立ち入り調査、固定資産税情報の内部利用等を可能にし、空き家等に関するデータベースの整備などを行うよう努めることとしています。また、空き家等及びその跡地に関する情報の提供、そのほかこれらの活用のための対策の実施を求めています。

同対策を進める上で、適切な管理が行われていない防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている特定空き家に対しては、除去、修繕等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能となっており、さらに行政代執行による強制執行が可能となっています。

また、必要な税制上の措置などを行うこととして、特定空き家で勧告の対象となった土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が対象から除外することで地方税法が改正となっています。

2点目は、この特別措置法施行に対応する羅臼町空き家対策の考え方はどの質問であります。

空き家の問題については、所有者による適正管理が原則ですが、所有者不明・経済的問題等多くの問題を含んでおり、空き家の調査、特定空き家等に関する措置など、また空き家等の活用のため対策を進めなければなりません。

そのため、庁舎内に検討委員会を設置し、同特別措置法及び基本指針に沿って、当町と

してどう空き家対策を進めていくのか、検討を行っていきます。

なお、その一環として重複しますが、宮腰議員の質問にも答弁したとおり、使用していない空き家、また敷地の活用を促進し、地域の活性を図るため、町内の空き家・空き地の情報を収集し、移住・定住を希望している方に情報を提供する空き家・空き地バンク制度を年内をめどに実施します。

3点目の羅臼町一般住宅空き家はどのくらいあるのかとの質問であります。

個別に調査はしておりませんが、共同住宅等を含む住宅の総戸数が約1,900棟となっています。なお、空き家については、把握しておりません。

4点目のそのほかの住宅のうち、管理不全状態の程度が著しい空き家、特定空き家はどのくらいあるのかとの質問であります。

特定空き家について、町内にどのくらいあるのか、実態を把握しておりませんが、当町において、町民より、老朽化して倒壊や外装材の剥がれなど保安上危険のおそれがある空き家の相談が今まで9件あり、個別に対応していますが、いまだ措置されていないものが6件あり、所有者に適正に対応するよう指導していますが、所有者の不明、または経済事情等で解決に進んでおらず、課題が多いのが実情であります。

3件目は、ふるさと納税の進捗状況に関しての御質問であります。

ふるさと納税の進捗についての質問ですが、現在進めておりますまちづくり推進本部の取り組みの進捗状況もあわせて報告をさせていただきます。

執行方針でも述べましたが、新たなまちづくりを推進していくため、まちづくり推進本部を7月1日付で町長を本部長、副町長を副本部長として、15名の職員に兼務発令をし、Kプロジェクト、ふるさと納税、羅臼町のホームページ、青年教育を主な推進内容として取り組むよう指示をいたしました。

その中で、9月10日の本日の町政だよりで、アンダー60創造会議・オーバー60協力隊を募集し、10月には町のスポーツや木・花・鳥などを見直すべきかどうかを話し合う場を開催する予定で進めております。御質問のふるさと納税につきましては、並行して推進本部で検討している最中ございまして、年内のPRをめどに進めております。

また、まちづくり推進本部の取り組みについて、漁協に協力をお願いしましたところ、早速職員5名の推薦をいただきましたので、今後は漁協職員とともにアンダー60創造会議や青年教育などに取り組んでいくこととなっております。

今後もまちづくり推進本部の取り組みの進捗状況につきましては、機会あるごとに報告していきたいと考えております。

4件目は、要介護者への障害者控除認定書の周知と申請援助の検討状況と今年度の実施計画についての御質問です。

周知につきましては、来年の確定申告に合わせて、事前に町のホームページに掲載するとともに、町政だよりの複数回の発行を計画しております。また、申請援助につきましては、対象者に対して申請内容を個別に配付することを予定しており、現在、それぞれの準

備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 障害者控除認定書の周知の件ですが、来年の確定申告に合わせて内容を複数回やるということと、対象者に個別に案内書なのでしょうか、申請書を送るのか、それをやるということのようです。個別に送付するというので、これまで制度を知らなかった方については、朗報だと思いのです。大きく改善をしたなというふうに思います。

では、もう何点か質問させていただきますが、たしか6月議会で、この障害者控除認定書の対象者といえますか、該当者は約200名程度いるということでしたが、町はその個々人の要介護認定者に係る障害者認定設置基準、すなわち介護度と日常生活自立度というのがあるのですが、これは個々人全て把握しているかどうか、お答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） ただいま坂本議員の質問にありました認定者基準でございますが、区分としては障害者と特別障害者の大きく分けて二つございます。それから、日常生活自立度、寝たきり及び痴呆性老人の自立によるランク区分というのがございまして、日常生活自立度、寝たきり度がAランク、また痴呆性老人自立度が2の者、これが認定区分としては知的障害者軽度・中度に準ずる者が1、それから身体障害者3級から6級に準ずる方、これが2ということに区分されております。

とりあえず、特別障害者については、知的障害者重度に準ずる方と身体障害者1級から2級に準ずる方、寝たきり老人ということで、3、4、5に分かれておりまして、個別に把握しているかということにつきましては、個別に把握しております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） ということは、200人の方は、要介護度が1なのか、3なのか、5なのか、それから障害者控除の認定の設置基準、これに該当するかどうかについては、個々人全てを把握しているというふうに理解していいですか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） そのとおりでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） これを完全に把握しているのであれば、この認定については、申請手続が必要なのです。そうですね。ということは、個々人全部把握しているということは、申請手続が出る前に障害者控除を認定する可否、大丈夫ですと、あるいはあなたはだめですよということが申請書を出す前に既に全部町の側で担当課でつかんでいるというふうに理解してよろしいか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） そのとおりでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） それでは、もう全部わかっているのだと。では、約200人いる該当者のうち、何名が認定の対象になっていますか。人数つかめますか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） きちんとした資料は手元に持ち合わせておりませんが、去年の資料の中では3名がこの基準から、控除されない方といたしますか、対象者にならない方が3名というふうに押さえてはおります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 200名のうち、ほぼ99%ですね。その方たちが全てこの認定を既に申請をすれば認定されるということをつかんでいるということですね。この方たちが今回申請をすれば200人中197名はもう認定されるわけです。そうですね。そこで、一度認定を受けた人は、毎年申請をしなければいけないのですか。

○議長（村山修一君） 地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（齊藤健治君） はい、現在のところは毎年申請というふうに考えております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 全体として、先ほど町長のお答えありましたように、個別にその案内を出す、申請書ではなくてもいいのですが、案内を出すことによって、その障害者を持っている家族の方については、税金の人的控除ですね、所得税の。税金が安くなるという点では、非常にこれはいいことだなということで、役場のほうの対応について感謝申し上げます。

最後に、この件1点だけなのですが、一度認定を受けた人は、次の年にそれから外れるということはない。お亡くなりになれば別ですけれども。そうですね。例えば要介護5から要支援2になるなんてことは、まずほとんどあり得ないということは、ほぼ100%近く変わらないのです。重くなることはあってもですよ、介護度が。ということは、もう既に決まっている人に対して、毎回毎回申請をしなければいけないというのは、どうも不親切の感あります。きょうはいいのですが、ほかの自治体では、一度認定をした場合には、翌年度から自動的に認定書を送付しているのです。ぜひ、まだ確定申告まで間がありますので、これも可能かどうかについて、ちょっと検討をしていただきたいというふうに思います。お答えはいいです。

次に移ります。

ふるさと納税の進捗状況について、まちづくりの推進本部でも検討していると、Kプロジェクトですか、検討しているということで。先ほども言いましたが、根室でもやって、非常にいい効果を上げているということですから、私はもうできるだけ早くぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、年内にというお話もありましたけれども、実際ふるさと納税という言葉は簡単

ですけれども、やるとなると、どういうふうにするのか、どういう商品を作るのか、それをどこでつくるのか、どんなものがあるのか、これはやっぱり大変なことだと思うのですが、お話はわかりました。推進本部で開始に向けてもう既に段取りが始まっているということですので、ぜひ早くいつからスタートするぞと、内容はこうだということを町民はもちろんです、全国、あるいは世界に発信したらよろしいのではないかなと思います。

次に、空き家対策で、同僚議員から話があって、重複するところはさっきいったとおりなので結構ですけれども、空き家対策の特措法は、簡単に言うと、非常に危険な空き家について調査をして、余りにひどい場合には行政代執行すれと、こういうことですよ。それから、あいている空き家については利活用を図りなさいと。そのために、町として協議会を設けて計画を練りなさいと、こういうことになっているのですが、先ほどのお答えでは検討委員会を設置するのだと、こういうことでした。

一番最初に羅臼町でやらなければいけないのは、検討委員会で検討してからでもいいと思うのですが、まず実態がどうなっているのかと、まず調べるところから始まるのだと思うのです。空き家は先ほど何種類かあるとお話しましたが、それが一体実態はどうなっているのか、これをまずデータをしっかりつかむ。そのためには、役場職員の皆さんがあちこち歩いて、これは大変なことなので、宮腰議員が先ほどお話ししていましたけれども、ほかの自治体でやっているのは、やっぱり町内会にまずお願いをするのだと。それからさらに民生委員さんにもお願いするのだと。そしてまず実態をつかむのだと。まずこれが第一ですね。その後、そこにはあいている土地の問題もあるでしょうけれども、あいている空き家で、調査を、空き家の所有者がはっきりしているのかどうかも含めてデータをとらなければいけないのですよ。そして、使える空き家については利活用で、移住の促進だとか、別荘として使えとか、いろいろなことがあると思うのですよ。あるいはあいているところについては、町営住宅云々、それで活用するという方法もあろうかなとうふうの思うのですが。

1点だけお伺いしたいのですが、実はこの特措法は、やらなければならないという法律ではないのです。読み込むと任意なのです。協議会の設置も、全部任意です。極端にはやらなければやなくてもいいと、こういう言い方もできるのですが、しかし法律の中身を見てみると、市町村は特措法の第4条の責務、空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めると、こういうふうに書いてある。しかし、努めるからやなくてもいいのだということにはならない。市町村の責任と具体的な役割は、恐らく重いものになっていると思うのです。

先ほど検討委員会を設置するということだったのですが、この特措法では協議会を設置するということになっているのですが、この検討委員会と協議会とはどう整合させるのか、お答えください。

○議長（村山修一君） 建設水道課長。

○建設水道課長（北澤正志君） 空き家等対策の推進に関する特別措置法があつて、その中で努めなければいけないというのが協議会なり設置をしてということになります。町内の検討委員会を設置しまして、この特別措置法の中身を十分勉強し、そして空き家の調査についてもどのような形でやったらいいのかと。議員おっしゃるとおり一番よくわかっているのはやはり町内会だと思いますので、そういうことも考えながらやっていきたいですし、協議会の設置についても、どのような形でやったらいいのか。また、協議会を設置することについても、この委員会の中で検討していきたいというふうに思っております。また、特措法の中で書いてありますが、空き家等の対策計画、この政策についても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 一つ確認しておきたいのは、今回の特措法は任意であつたり、努力義務であつたりしているのです。だから、それを極端な話でいえば、何もしないよということを検討委員会で決めてもある意味いいのかもしれない。だって、これはこれで法律はあるのだけれども、近所に迷惑をかけたり、事故が起きそうだという空き家については、例えば建築基準法を使つてもある程度できるわけでしょう。そうですね。そうなのですが、制度の根幹の部分には研究者がいうには、義務的自主義務というふうにやっているから、やりませんという話にはならない。ぜひそういう方向でやっていただきたいなと思います。

それからもう1点だけ伺いたいのですが、先ほど、通報というか相談が9件とか6件とかと言われましたね。風で飛んできて危ないからどうしてくれるのだと。恐らくそういう相談だと思うのです。先ほどの連合町内会長のお話で、何件か調べただけでもう36戸くらいあつて、うち6件は特定空き家だと。空き家の数は全国平均は13%くらいというのです。簡単に言えば、1,900戸あると、200戸を超えるということです。そのうちの特定空き家というのは、またうんと減るのですよ。

この特定空き家について、壊れそうなのは恐らく町でもある程度建設水道課で把握しているのもあると思うのです。私が知っているだけでも緑町の一番奥だとか、いっぱいあります。あれは風が吹いたら飛びますよ。礼文町もあります。ただし、壊しなさいと言っても、お金がないからできませんと言われたらどうしようもないものね。こういう問題があるのですよ。では、今度できるようになったのだから、町でやればいいではないかと。お金は入ってきませんよ。要するに、早く払いなさいという請求書を送って終わりでしょう。だから、手をつけられないのです。だから、難しい問題がたくさんあるのですが、今起きているものは何とかしなければいけないと思いますが、先ほどもお話ありましたけれども、空き家にならないよう、今からきちっと考えていく必要があるのではないのかなというふうに思います。

去年の11月に法律が公布されましたけれど、施行は15年度、もう始まっていますか

ら、できるだけ早くやっていただく必要があるかなと思います。

最後に、羅臼の漁業環境の認識と沿岸漁業の振興策について、お答えがありました。

5年間の魚種別の総トン数、このぐらい減っているのだという非常に丁寧なわかりやすい説明もありました。要するに、サケも全体としては減っているような気がするのですが、サケだけが何とか生き残っていて、あとは全部減、減、減、減ですよ。減っているという状況で、異常気象だとか、当然海洋環境がおかしくなっているということですよ。ブリがとれたりとか。経営も厳しいのだということでした。

大事なのは、町長が漁業の発展は、この町の生命線であるというようなお話を先ほどしていましたが、まさにおっしゃるとりなのですね。これを何とかしない限り、この町の存続そのものが問われているということだろうと思います。そして、その振興策については第7期の総合計画で幾つかお話ありましたけれども、栽培漁業を強化していくのだとか、漁業経営を安定させることが必要だと、後継者の育成が必要だ、教育も含めて。それから生産流通、消費拡大、高付加価値化、6次産化ですね。それから、漁港海岸対策の強化、これをオール羅臼で取り組むというお話でしたが、そのとおりでろうと。

私は、これは割と出てくるのです。こういう議論をしたり話をするとね。今言ったようなことは出てくるのですが、私は個別、あるいは各論から、羅臼の漁業に対する漁業の関係の総合計画づくり、これに着手すべき段階に入ってきたのではないかなと。要するに言いかえると、近年の厳しい漁業環境に対応するため、中長期視点に立った複合的な施策展開を図って、沿岸漁業の経営安定と資源管理の推進による持続可能な漁業を目指す羅臼漁業振興計画、仮称ですけどもね、こういったものをつくっていく必要があるのではないかと。私は、スパンは10年くらいの計画にしたらいいと思います。先ほどホッケだ、タラだ、イカだとありましたけれども、過去10年間のまずデータづくりですね。過去10年間の魚種別の推移ですね、漁獲高。そして、なぜ減ってきたのかの原因追求が必要です。これをこの対策をつけて、10年後には5%伸ばすのだ、10%伸ばすのだという計画にする必要があると思うのです。

町長も言われました。私もそのまま言いましたけれども、基本的な考え方というのは、資源管理の問題、それから栽培事業、あるいは養殖漁業といいますか、つくり育てる漁業が必要と。それから漁業者の経営の安定が必要です。本当に大事なものは、担い手の育成ですね。これは非常に大事。この担い手の育成一つとっても、羅臼で若い人たちが漁業者の年齢構成はどうなっているのだろうか。それから、一定の年齢たった方は後継者がいるのだろうか、こういうことを私、資料を見たことない。漁協にはあるのかもしれませんが、見たことないです。こういったことが必要でしょう。

それから、安全・安心な水産物の安定供給、消費拡大、競争区の強化、要するにブランド化をすとか、今は昆布だとかいろいろやっていますけれども。それから、大事なことは海洋環境の変化がみんなわかっているのですよ。暖かくなったからブリがとれてきたとか、みんなわかっている。でも、それがこれから羅臼の今持っている魚種にどうい

変化が起きるのかということ、経験値的には漁業者の皆さんわかっているかもしれませんが、海洋の環境が変化してきているのは、これは研究者の意見を聞かなければわかりません。そんなことはね。どうしたらいいのかということ。もしかしたら、暖かい魚に対応した漁業対策が必要になってくるかもしれないです、これからね。そういうことを思っています。

町長が、6月の執行方針で述べられた浜の目指す姿という言葉が使われた。この浜の目指す姿は、羅臼が目指す、私が言いましたが、漁業の振興、これを実現するための総合計画のことを言ったのだろうと私は捉えている。時間は必要と思いますが、向こう10年を見据えた漁業の振興計画を町民も入れて、漁協、それから行政、議員、研究者含め全体で検討を開始すべきときだと私は思いますが、最後に町長のお考えをお伺いして、私の一般質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま坂本さんから漁業に関する御質問をいただいております。

まず、漁業のための計画というものを策定する必要があるのではということをございました。実は、このような羅臼産業活性化プランというのが、既にもうでき上がっております。活性化のための協議会の委員も各団体から代表を出していただいている状況であります。ただ、その計画はある程度しっかりしたものができていますけれども、個別にそれぞれ見ていきますと、なかなかそれが進んでいないという状況にあることは否めないというふうに思っております。

さらに、ここで検討されたことをしっかり実現をしていくというようなことも含めまして、今後とも努力してまいりたいというふうに思っております。坂本議員からはこの漁業のことについてさまざまな意見を頂戴いたしました。全く私もそのとおりでというふうに思っております。やはり羅臼にとっての漁業というのは、これは生命線であります。そこがしっかり発展、安定をしていくということがこの町にとって非常に大事なものだというふうな認識をしているところでございます。確かに魚種によってはといますか、ほとんどの魚種が減という報告をさせていただきました。その中で、今後、魚の状態、温暖化ということによって変わってきているということも含めて、昔はたくさんの魚種がとれました。ただ、ここに来て、漁獲量としては非常に少なくなっているのも現状です。

そういう意味では、なくなっていったもの、ないものを求めて嘆いているということではなくて、現在あるものをどう生かしていくかというような方向性が非常に大事になってくるのではないかとこのように思っています。それを生かすための若い人たちの意識改革、それから青年教育、担い手の教育も含めて、いろいろな形で町としてそれに手を差し伸べていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本君の質問は終わりました。

ここで、11時40分まで休憩します。11時40分再開します。

午前11時25分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

今回は1点のみでございます。当町の観光振興ということについて質問させていただきたいと思います。

知床が世界遺産登録ということで今年10周年を迎えたというふうに言われてございますけれども、漁業が衰退していると、先ほどもいろいろなところで漁業関係については年々、年々漁獲量も減っているというような状況の中で、次に漁業にかわるもの何があるのかなというふうにちょっと考えさせていただきましたら、観光というものが重要な産業の一つとして経済の一翼を担うのではないかというふうに考えてございます。

それで、世界遺産登録が平成17年になりまして、ちょっと統計を見させていただいたのですが、17年から26年までの観光入り込み者というものが根室振興局で出しておりまして、それをちょっと見させていただきました。そうしますと、平成17年をピークに、観光客の入り込み者についても、宿泊者についても、減少の傾向にあるという数字が出てまいりました。

唯一、増加傾向にあるのが外国人の宿泊者というふうに統計で出てございましたけれども、これに関連して、1点目が観光客の減少における課題と対応策、あればお聞きしたいと思います。2点目が、外国人観光客の増加に対する対応策、この2点についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 加藤議員より、観光振興について2点の御質問をいただきました。

1点目は、観光客減少における課題と対応策についてであります。

加藤議員の御指摘のとおり、観光客の入り込みは知床が世界自然遺産に登録された平成17年と翌年の18年には75万8,000人の入り込みがありましたが、平成19年から70万人を割り、この5年間は50万人台で推移しております。

通過型観光から滞在型観光への脱却が羅臼町の観光の課題でありましたが、交流人口の増大に向けた取り組みといたしましては、知床羅臼町体験学習推進協議会で行っている修学旅行の受け入れがでございます。今年で5年目を迎えますが、平成24年度は1,247名の受け入れで宿泊者がありませんでした。平成25年度は1,097名の受け入れで、170名の宿泊、平成26年度につきましては受け入れ数が729名と前年と比べると減

少しでしたが、宿泊数が416名と大幅に増加したところです。

今年度につきましては、8月末時点で受入数はそれぞれの学校の都合もあり、宿泊数は185名となりましたが、総体の受け入れは223名と大幅に減少しました。また、北方領土学習に訪れる全国の県民会議については、平成24年度から今年度まで約160名から370名ほどの受け入れがあり、そのほとんどが宿泊をしております。

今後も羅臼町ならではの体験、ほかにはないオンリーワンの素材を磨き上げることで、さらに多くの学校に喜んでいただける内容にすることや、旅行代理店へのPRも積極的に行ってまいります。私自身、年内には学校を訪問し、トップセールスを実施し、誘致に向けて努めてまいります。

また、地方創生先行型交付金を活用した対応策として、観光協会が実施主体となり、観光PR用のDVD作成や道内外の旅行会社への観光誘致やPR事業を実施し、これまで以上に積極的な観光PRを環境協会を初め、関係機関の協力をいただきながら観光振興に努めてまいりたいと考えております。

今年で3年目となる客船にっぽん丸の寄港につきましては、今年は4回の寄港があり、昨日が最後の寄港となりました。1回の寄港で350名ほどの乗客はそれぞれオブショナルツアーや買い物など、5時間ほどの短い滞在期間ではありましたが、羅臼を楽しんでいただき、経済効果にもつながったと思っております。

なお、にっぽん丸側から、今後3年寄港したいとの申し入れがありましたことから、来年度以降につきましても関係機関と連携を図りながら、今まで以上のおもてなしの心を持って、お迎えしたいと考えております。

観光振興につきましては、第2回定例議会で坂本議員の御質問にお答えさせていただきましたが、私としては、観光客の入り込み数の増減にとらわれることなく、量より質に重点を置き、地域資源の魅力を生かした本物志向の観光に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の外国人観光客の増加に対する対応策についてでございます。

近年、羅臼観光の目玉となっておりますホエールウォッチングやバードウォッチングを目的に当町を訪れる外国人観光客が年々増加しております。知床の世界自然遺産登録の翌年、平成18年を境に徐々に入り込み数が増加し、平成26年には1,000人を超えました。国別では、中国、台湾、香港のアジアの方々为主ですが、アメリカ、ヨーロッパからの観光客も増加傾向にあります。

外国人観光客の対応策としては、現在、観光協会が実施している英語の指差し会話集を道の駅や宿泊施設を初めとする観光業者に配付し、有効に活用されております。また、観光パンフレットにつきましても、英語、中国語、韓国語版を作成し、サービスに努めているところでございます。

なお、根室管内の観光協会で組織する根室観光連盟でも多言語のパンフレットを作成して対応しているところであります。

さらに、現在、申請中ではありますが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、外国語観光案内看板の整備と外国人客対応町民ガイドの育成を目指した研修会の実施についても計画であります。本年度の地域おこし協力隊の採用は、英会話ができることを条件とし、採用し、現場で活躍をいただいているところであります。

外国人観光客の受け入れ体制につきましては、まだまだ十分とは言えませんが、今後、観光協会と協議をし、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 町長からる説明がございました。

観光客の量より質というお話がございました。そうだろうというふうに考えてございませぬけれども、減少傾向がこの地区だけではないということになっておりまして、ちょっと見たのですけれども、道東の4地区といいますか、釧路、根室、十勝、オホーツクという管内をそれぞれ統計をとっていますけれども、根室地区だけ減少しているのですよ。観光客がですね。一番多いのはやっぱり釧路、これは滞在型といいますか、そういうところを中心にして観光客がふえている。それとオホーツクというような形で、根室はどうしても観光的に弱いのか、あるいは見るところがないのか、わかりませぬけれども、いないと。いないといいますか、少ないというふうに統計ではなっておりますけれども、根室管内だけに限って何かそういうような観光協会、あるいは行政と結んだ協議会みたいなものの中で、この辺について何か協議したことがあるのかどうか。これをちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、羅臼町内には、羅臼湖ですとか、熊越の滝、ヒカリゴケ、クジラの見える丘公園、それから望郷台公園、それと句碑のある百年記念公園というふうに、過去いろいろと公園として整備がされておりますけれども、この辺の維持管理についてどうなっているのか、どういうふうに進めているのか、お聞かせください。

さらに、ヒカリゴケ、あるいは間欠泉ということで、道指定の天然記念物が、これやめてしまったのかどうかわからないのですけれども、そういうところについてもどうなっているのか、お聞かせいただければ幸いです。

これらの名所地といいますと、観光客誘致のかなめとなるものでありまして、大切な観光資源だろうというふうに思っております。これら公園、あるいはヒカリゴケ、間欠泉の整備、あるいは管理についてどうなっているのか、お願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま御質問いただきました。

まず最初に、道東観光ということで、根室、釧路地方の観光客が減っているということに関しましては、確かに減っている状況にあらうかと思っております。これにつきましては、いろいろさまざまな要因が考えられると思っております。決して観光地としてのポテンシャルが低いとか、そういうことではなからうというふうに思っておりますけれども、例えばアクセ

スの問題、これは今ようやく白糠のところまで高速道路が続いたですとか、それから空港利用の実態というのもあろうかと思えます。千歳空港までは割と格安で来れるのだけれども、そこから先のアクセスが非常に弱いということも、これ一つの要因として考えられるだろうと。こういった、ほかにもありますけれども、さまざまな要因を踏まえて釧路地方と根室地方のそれぞれの団体で期成会をつくっております、こういったこと、道路整備のこと、それから空港整備も含めていろいろなそういった地域における問題点を道に対して、国に対して要請を行っているという状況でございます。

また、羅臼町としてもその辺につきましては、いろいろな羅臼町としてとか、この町として取り組めるところについては、今後ともいろいろな形で相談をし、検討をしていくということになるかというふうに思います。

また、公園のほうの管理につきましては、それぞれこれは、例えば羅臼町の管理というもの、例えば道が管理するもの、環境省が管理するものと、さまざまございますから、その中で羅臼町が管理していかなければいけないものにつきましては、羅臼町として管理をしていくということは当然のことですから、これは行ってまいりますし、現在も。ただ、利用されていないというような例えば公園ですとか、そういうものにつきましては、今後、当然その利用度も調査した中でどうしていくかということは当然のように検討も含めて考えていかなければいけない問題かなというふうに、私自身は思っております。

それと、ヒカリゴケについてですけれども、前に議会のほうにも御報告をさせていただいておりますが、岩盤の崩れがあるということで、最初、あのような屋根つきの歩道をつくって対応をしておりましたけれども、それでも安全性が確保されないということで、この辺は管理をしている道のほうにも見ていただいた中で、今は閉鎖をしているというような状況でありまして、あそこの道路も含めてバリケードを張った状態の中で、現在は閉鎖をしているという状況にあります。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） いろいろ公園がありまして、多分その当時はそこが必要なのだろうということで公園整備を進めてきたというふうに考えますけれども、その辺についても再度検討していただいて、いい方向に持って行っていただきたいなど。せっかく羅臼に来て、見るところがない、あるいは船に乗ったら船酔いするのでちょっと無理かな、雨が降ったときはどうしようかだとか、いろいろなことが言われているわけで、そういった点になるものを少し見直していただければいいかなと思います。

羅臼町の宿泊現況については、ほかのところみたいに大きなホテルもあるわけではないですし、中小の宿泊施設なのですけれども、逆にそれが家族旅行であったり、小グループの旅行者にとっては、ここへ泊まって、すごく環境がいいよと。この前温泉街にちょっとお風呂を入りに行ったのですけれども、お年寄りの夫婦が来て、ゆったりとして過ごしているわけですね。そんなことを見ると、羅臼町はその辺に主眼を置いて、観光客の誘致を図るべきではないのかなというふうな思いでございます。

今後、訪れた観光客が1時間でも長く羅臼にいてもらう、そんな環境をつくっていただくいたいな、そんな発掘をしていただきたいなというふうに思っております。

町長の行政執行の中にあります「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」というのがせっかくできたわけですから、先ほど漁業もそうですけれども、観光も含めて我が町にとってこの観光というものがどの方向に進むべきかということを検討していただければいいのかなというふうに思います。

それから、につぼん丸が来ました。町の中を観光客の方が公民館で食事をとられたのかわからないのですが、公民館から帰ってくる姿を見えています。街角で写真を撮るのです。えっ、こんなところで写真を撮るのというところを、実は撮っていました。それだけ魅力があるのだろうなど。ただ、札幌なんかに行くと、よくガイドマップ、市街地探訪みたいなガイドマップを持って、見ながら街角を歩いている姿を見るのですが、羅臼町に観光パンフレットを見たのですが、大きなスタイルあります、ホイールウォッチングあります、クジラが見える丘公園あります、こういう大きなものがあるのですが、そこへ果たしてどれだけ時間をかけて行けるのか、徒歩で行けるのか、ハイヤーで行けるのか、そんなところのガイドマップがないような気がしますけれども、これも1時間でも多くいていただけるおもてなしということから考えると、そういうものも作成をしながら、せっかく英語ですとかできているわけですから、それらも含めて観光パンフレットということの充実をまた図っていただきたいなと思っております。

外国人の観光客誘致のための施策というのを、先ほど英語版ということでパンフレットをつくっているということでございますけれども、外国人の方々にその施設がわかるというような表示をしていただければいいかなと。特に、東南アジアからのお客さんが多いということですので、これらに対応した言語の表示が有効と思われまので、これらについても十分配慮していただきたいなというふうに思います。

それと、やっぱりですね、羅臼に来て、何がというと、やっぱり食べる、食事をする、泊まることはまた別ですが、食事をする、うまいもの食べたいなと言うのですが、その食べるということに対して羅臼町の商店、飲食業も含めて、観光協会で作っているインターネットの中にはあるのですよ、この店はこうこうこうだ、すごくいいPRだというふうに思うのですが、それをもうちょっと活用してやるべきではないかなと。

それと、やっぱり先ほど言ったように、漁業と観光、あるいは物をつくる、製造するというのをドッキングしたですね、何か最近では第6次産業というそうなのですが、1次産業、2次産業、3次産業あわせた第6次産業という言葉が最近出ています。羅臼町も先ほど言ったように、漁業のもの、鮭節でしたか、つくっていますし、いろいろなものを作っています。隣町では、よくこれを使った料理を食べさせようとか、この店はこの店なりのいろいろなものでもって統一した食事のできるところ、こんなことも考えながら進めているわけですが、羅臼町についても、これらの第6次産業ということを一

つ取り組んでいただきたいなど。そうすると、漁業のほうも売るばかりではなくて、食べることもやっぱり必要なわけですから、どんどん発信していけるのかなというような気がしています。

高校生も自分たちでつくった料理コンテスト出しましたみたいな話もしていますので、それらをどうにかして活性化させていけないかなど。せっかく高校生が一生懸命考えたものなので、それをどこかの例えば企業で商品化してやったり、そんなこともせつくなので、そういうことも町として取り組んでいってやれば、ますます高校生の食に対する考え方、あるいは観光に対する考え方も含めていい方向になっていくのかなというような気がしています。

食べるということを主体とした観光、観光といいますか、食べるということを主体とした産業づくり、これを進めてほしいなというふうに思っていますので、最後に町長の決意のほどをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 今観光につきまして、いろいろな御提案を頂戴いたしました。

当然ながら今後、きょう御案内をさせていただいているアンダー60、オーバー60の皆様には先ほど加藤議員からもいろいろお話がありました件につきましても、今後テーマとして取り上げながら皆さんの意見を頂戴して、それを生かしてまいりたいというふうにも思っております。

また、ガイドマップにつきましては、にっぽん丸に来られている方には御指摘のあったようなここまで、大体どのぐらいかかるだろうとか、そういったものについてはお渡しをさせていただいております。ただ、それが広く日常的に使えるようなものなのかどうかということもありますから、それも含めて、今後ともいいものをつくっていければなというふうに思っております。

高校生のグルメにつきましても、今現在、少しずつですけれども振興を進めております。地元で大漁焼きですね。それについては、地元の業者さんでその販売をしていただいたり、提供していただくという方向に今話を進めている状況でございます。

一番大事な食についてのことでございますけれども、確かに前までは、羅臼町に行って何を食べたらいいのだというところで、逆にこういうものを食べたいのだけれども、提供するところが乏しいとか、いろいろなことが問題点として挙げられておりました。

このことについても、まだまだ改善はされていないところはあろうかと思っておりますけれども、特に飲食店の皆さんが今回にっぽん丸が来るということを機に、皆さん一緒になって羅臼ダイニングというところで力を合わせて羅臼の食材をにっぽん丸に乗船してきた方々に提供させていただいております、非常に好評を得ているということでございます。今年で2年目になりましたけれども、また来年もということになっておりますので、そういった取り組み、また一緒にやっていく、また羅臼ではこういったものを一緒にPRしていきましようという機運がそこで高まっていただけることをぜひ期待をしているところで

ありますし、町としてもそれに対して協力できる場所があるとなれば、ぜひ協力をしていって、そういった飲食店の方々が今後そういった観光向けのことをそれぞれ皆さん力を寄せ合ってつくっていく。それが言われた6次化に向けての方法の一つだというふうに思っておりますので、当然地元の産品を使っただくというところでは、漁業協同組合、商工会、それから飲食店の方々、旅館組合の方々、いろいろな方々に協力をいただいて、おっしゃれたとおり、ここに来て、やっぱり旅の楽しみというのは食というのは非常に大きな部分を占めていると思いますので、そういった取り組みもそういった団体とともに行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 加藤君。

○1番（加藤 勉君） 力強いお言葉でございました。観光という一つなのですけれども、羅臼町が生き残るために大いに知恵を絞っていただいてやっていっていただきたいというふうに思いまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時10分まで休憩します。1時10分再開します。

午後 0時07分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 議案第45号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第45号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 50ページでございます。

議案第45号羅臼町教育委員会の委員の任命につき、同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町本町71番地17。

氏名につきましては、萬屋志都子。

生年月日、昭和33年10月20日、56歳でございます。

任期につきましては、平成27年10月1日から平成31年9月30日まででございます。

す。萬屋氏につきましては、任期満了に伴いまして再任をお願いするものでありまして、経験、識見ともに適任でありますので、満堂の御賛同を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第45号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時12分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

◎日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める
ことについて

○議長（村山修一君） 日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 51ページでございます。

諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町栄町127番地

氏名は、山中伸行。

生年月日は、昭和30年1月6日、60歳でございます。

任期につきましては、平成28年1月1日から平成30年12月31日まででございます。山中氏は、これまでも長く人権擁護委員を務めており、経験、識見とも適任でありますので推薦をいたしたいと思っておりますので、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり、答申したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第7 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長(村山修一君) 日程第8 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 52ページでございます。

諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町知昭町12番地

氏名は、田中郁子。

生年月日は、昭和27年3月26日、63歳でございます。

任期につきましては、平成28年1月1日から平成30年12月31日まででございます。田中氏につきましては、漁協女性部長や北海道漁村審議委員、北海道指導漁業士を務めるなど幅広く御活躍をされておまして、人権擁護委員につきましても適任と考え、推薦するものでありますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(村山修一君) お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり、答申したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第8 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎日程第9 報告第10号 専決処分した事件の承認について

○議長(村山修一君) 日程第9 報告第10号専決処分した事件の承認についてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 報告第10号専決処分した事件の承認についてでございます。

また、この後予定されております議案第38から議案第44号まで、認定第1号から認定第6号まで並びに報告第11号、12号につきましては、副町長並びに担当課長から内容について説明させますので、御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第10号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成27年8月3日でございます。

平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ119万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,179万2,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入、18款1項繰越金119万2,000円を追加し、3,121万円。歳入の合計は119万2,000円を追加し、36億2,179万2,000円となるものでございます。

歳出、2款総務費119万2,000円を追加し、6億8,805万9,000円、1項総務管理費119万2,000円を追加し、6億5,187万9,000円、歳出合計119万2,000円を追加し、36億2,179万2,000円。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

18款1項1目繰越金119万2,000円の追加でございます。歳出財源を前年度繰越金に求めたものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費119万2,000円の追加でございます。昭和54年に設置以来、36年の経過をしております第6分団峯浜町の消防サイレンが故障をしたところでございますが、この修理に当たって確認をしたところ、相当の老朽化による修理不能ということが判明いたし、防災上至急の新規取りかえが必要になったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、報告第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第10号専決処分した事件の承認については、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 報告第10号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第10 議案第38号 平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第38号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第38号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,547万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億5,726万6,000円とする。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

15ページでございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金271万5,000円を追加し、1億7,096万7,000円、1項国庫負担金53万8,000円を追加し、1億1,931万3,000円、2項国庫補助金217万7,000円を追加し、4,926万5,000円。

14款道支出金434万3,000円を追加し、1億1,688万円、1項道負担金27万円を追加し、7,256万2,000円、2項道補助金381万3,000円を追加し、2,767万9,000円、3項道委託金26万円を追加し、1,663万9,000円。

16款1項寄附金161万6,000円を追加し、2,478万3,000円。

18款1項繰越金2,534万8,000円を追加し、5,655万8,000円。

19款諸収入145万2,000円を追加し、5,333万8,000円、4項雑入145万2,000円を追加し、5,280万2,000円。

歳入合計3,547万4,000円を追加し、36億5,726万6,000円。

歳出でございます。

2款総務費1,472万2,000円を追加し、7億278万1,000円、1項総務管理費1,059万3,000円を追加し、6億6,247万2,000円、2項徴税費63万8,000円を追加し、734万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費225万3,000円を追加し、792万1,000円、7項防災費123万8,000円を追加し、795万6,000円。

3款民生費330万7,000円を追加し、4億5,950万4,000円、1項社会福祉費330万7,000円を追加し、3億6,028万1,000円。

4款衛生費796万円を追加し、6億791万5,000円、1項保健衛生費40万円を追加し、2億2,712万2,000円、3項清掃費756万円を追加し、3億7,425万3,000円。

5款農林水産業費21万5,000円を追加し、7,889万7,000円、3項水産業費21万5,000円を追加し、6,050万8,000円。

6款1項商工費470万円を追加し、8,056万6,000円。

7款土木費431万円を追加し、8,530万5,000円、2項道路橋りょう費431万円を追加し、8,348万6,000円。

8款教育費26万円を追加し、3億1,664万9,000円、1項教育総務費26万円を追加し、3,964万円。

歳出合計3,547万4,000円を追加し、36億5,726万6,000円。

17ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加でございます。

マイナンバー利用環境構築に関する債務負担行為でございまして、期間につきましては

平成27年度から平成31年度の5年間でございます。限度額は1,300万円でございます。マイナンバー制度導入に伴いまして、情報セキュリティ強化のための5年間の負担額を定めるものでございます。

18ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生国庫負担金53万8,000円の追加でございます。介護保険低所得者保険料の軽減負担として、国の2分の1の補助でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金217万7,000円の追加でございます。マイナンバーカードの交付事業の補助金、マイナンバーカード交付事務費の補助金でございます。

14款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金、介護保険の低所得者保険料の軽減で道の4分の1の負担分でございます。2項道補助金4目農林水産業費道補助金381万3,000円の追加でございます。1点目は農地台帳システム管理経費にかかる11万3,000円の補助の確定でございます。もう1点につきましては、地域づくり総合交付金、道の2分の1であります。水産系廃棄物処理堆肥選別機の設置に伴う補助でございます。3項道委託金2目教育費道委託金26万円の追加につきましては、土曜授業の推進事業委託金でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金161万6,000円につきましては、善意による寄附の収入でございます。内容につきましては、歳出で御報告申し上げます。

18款1項1目繰越金2,534万8,000円につきましては、歳出の財源調整のため、前年度繰越金にもとめたものでございます。

19款諸収入4項3目雑入145万2,000円の追加でございますが、町有物件の災害共済金の受け入れでございます。海岸町町営住宅の修繕にかかる費用分でございます。

22ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費161万7,000円の追加でございます。知床まちづくり基金の寄附による積立でございます。中学校建設費に7件130万円、知床自然保護に2件31万6,437円の寄附がございました。基金に積み立てるものでございます。

10目財産管理費488万2,000円の追加でございます。町営住宅にかかる経費でございます。大雪による影響で町営住宅の破損が多く発生をしたところによる当初予算の不足を生じたものでございます。大きなところとして、緑町の物置、あるいは海岸町の煙突の倒壊、緑町の屋根の吹きかえ等が発生をしたということでございます。

16目電子計算費409万4,000円の追加でございます。1点は、情報システム協議会の負担でございます。現在町民向けの防災情報メールを発信してございますが、これと同時に、町のホームページにも同じ内容を掲載するシステムの構築のための負担でござ

ございます。もう1点は、マイナンバー利用環境構築のセキュリティー対策にかかる費用で
ございます。

2項徴税費1目税務総務費63万8,000円の追加でございます。確定申告によりま
して、法人町民税の過年度分の予定納付、あるいは個人町民税に還付が発生したための予
算不足によるものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、25ページをお願いいたします。

マイナンバー制度の導入に伴います公的個人認証・マイナンバー用のタッチパネルの備
品購入として7万6,000円。また、マイナンバーカード交付事業に要する経費として
事務費、それからマイナンバー発行にかかる郵便料、そして負担金として地方公共団体情
報システム機構にカードの作製あるいは個人カードの関連事務を委託するための交付金と
いう内容になってございます。

7項1目防災費123万8,000円の追加でございます。先般、防災行政無線の本機
が故障し、防災無線ができなくなったという事故が発生いたしました。確認をいたしたと
ころ、相当年数がたっていることから、バッテリーの容量が不足をしたということでござ
いまして、新たにバッテリーの購入をする費用でございます。

3款民生費1項社会福祉費2目社会福祉施設費244万9,000円の追加ございま
す。八木浜町福祉館の屋根葺替工事に伴うものでございます。雨漏りが発生し、このまま
放っておくわけにはいかないような状況ということでございますので、工事を発注すると
いうことでございます。

3目老人福祉費5万円の追加でございます。長寿祝金でございまして、100歳の到達
者に送る祝い金の追加でございます。

7目特別会計操出金80万8,000円につきましては、介護保険事業に繰り出すもの
でございまして、介護保険料にかかる低所得者保険料軽減分を繰り出すものでございま
す。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費40万円の追加でございます。墓地の建立予
定がないということから町民から申し入れがありましたので、この返還分でございます。

3項清掃費3目水産系廃棄物処理施設費756万円の追加でございます。水産系廃棄物処
理施設の堆肥選別機器が塩害等による故障により利用できなくなったということの更新で
ございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費21万5,000円の追加ございま
す。29ページをお願いいたします。

ヒトデ駆除の事業につきましては、道の北方領土隣接地域の補助金を見込んでおりまし
たが、このたび確定になりました。増額がありましたので、この増額分の補正でございま
す。

6款1項商工費8目温泉供給費470万円の追加でございます。現在、1号、5号の温
泉井戸を利用してございますが、最近、温泉の安定供給が図られないということで確認を

したところ、スケールがたまっているということでございまして、この除去のための費用でございまして。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費431万円の追加でございまして。町道望郷台線路肩補修でございましてけれども、路肩に亀裂が入っているのを確認いたしましたので、崩壊を防ぐための工事を発注する予定でございまして。

8款教育費1項教育総務費3目義務教育振興費26万円の追加でございまして。

31ページをお願いいたします。

春松、羅臼小学校が土曜授業の推進事業に指定を受けました。全額国の補助として受けるものでございまして。

以上でございまして。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

4番宮腰實君。

○4番（宮腰 實君） マイナンバー制度というのがどうもすとんと落ちませんで、まず4点ほどお聞きしたいと思います。

この12桁の番号というのには、どのような情報が含まれるために12桁になっているのか。それから、この制度がスタートした後に、後に生まれた子供には生まれたときからナンバーがつけられることになるのか。それから、結婚や離婚などで状況が変わったときに自分のナンバーというのとは変わったりするのか、それともナンバーというのとは一回決められたら、生涯ついて回るものなのか。あと、都会地に行くとなるとたくさんいるようなホームレスなんかのナンバーというのはどういうふうにとどこからつけられるのか。この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） マイナンバー制度の番号につきましては、国のほうで12桁という部分で決められます。これにつきましては、国民が皆さん違う番号がつけられます。そして、これは生まれた時点から、既に赤ちゃんのときからつけられます。そして番号につきましては、結婚されても番号は一切変更はございません。ただし、よっぽどの場合がある場合には、番号の変更は認められるということがうたわれております。しかしながら、ほとんどの方については、1回つけられた番号は一生番号がそのままその人について回るようになります。

それで、チップ等に関してですけれども、国のほうの法律で定められたものしか使用することができないということであつたわけであつて、現在のところでは、税の申告関係、福祉・年金等社会保障関係、災害関係での3分野での個人情報をも今のところは使用することができますということであつたわけであつて。

また、ホームレス等について、住所が定かでない、これはあくまでも住民票のある自宅のほうに文書が行きますので、もしその人がいなければ、その郵便は戻ってきます。その

戻ってくる先については、各自治体の役場のほうになるかと思しますので、その中で今後の対応を国のほうとすることになります。ただ、その場合については、どうしても住所が確定しないということで、本人にはなかなか行かないという部分は出てきます。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。

一番お聞きしたかったのは、12桁というところと一十億台になりますよね。日本の人口がまだ1億ちょっと、1億2,000万か3,000万人です。ずっとこの12桁が必要という情報の中に、国は何を含もうとしているのか。それが一番気味が悪くて、知りたいことなのですよ。

1番からやっていったとしても1億3,000で済むはずなのです。なのに12桁が必要ということは、何かそのための情報をたくさんこの中に入れようとしているのではないのかという気がするのです。この12桁が必要という理由はどこから聞いていませんか。

○議長（村山修一君） 企画振興課長。

○企画振興課長（川端達也君） 具体的には聞いておりませんが、先ほど五十嵐課長が言われたとおり、個人が特定されないように、あるいは住所地や生年月日など関係ない番号が割り当てられるということで12桁の番号ということであって、情報がその番号の中に入っているかどうかということについては、役場のほうには情報的には来ていません。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） わかりました。

何か気味悪くないですか。自分たちに番号がつけられて、しかもほとんどの場合は公的なときにしか使えないのだと。私から私に教えるなどかということをやっとネットで調べるといろいろ書いてあります。でも、本当は皆さんのためになるのですよと。それから、すごく行政サービスが迅速になりますし、簡素化されますというのをいっぱい書いてあるのですけれども、本当に簡素化されるのであれば、1億数千万人の管理がしやすくなったのであれば、すごく今度は住民サービスだとか、いろいろなサービスがこういうふうになりますというのがついてくるとすごくわかりやすいのですけれども、ほとんど何も書いていないですね。だめだよと、これでこういうふうにはしてはいけないよということを書いてある。すごく簡素化されるためにやるのだといっぱい書いてあるのだけれども、ではその結果、後はどうなりますかということ、職員が減るとも書いていないし、何とも書いていない。

12桁というのは、本当に必要なのか。いつか聞いてみていただけますか。なぜ12桁になったのか。わからないということであると、もうそれ以上の質問はできませんけれども。これで終わります。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの宮腰議員からの質問、あるいは各常任委員会でもそれぞれ委員さんから質問もあったところでございますが、それぞれ納得がなかなかないというのが現状であったかというふうに思っておりますので、この後、羅臼町内3カ所くらいに会場を設定しまして、町民向けの説明会を十分図っていきたいというふうに庁内で今考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第38号平成27年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第39号 平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別
会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第39号平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括支援センター課長。

○地域包括支援センター課長（斉藤健治君） 議案の32ページをお願いいたします。

議案第39号平成27年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成27年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,603万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,641万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

33ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

3款国庫支出金53万8,000円を減額し、9,933万9,000円、1項国庫負担金53万8,000円を減額し、7,702万8,000円。

5款道支出金251万7,000円を追加し、5,586万5,000円、1項道負担民251万7,000円を追加し、5,409万3,000円。

7款繰入金80万8,000円を追加し、7,334万8,000円、1項他会計繰入金80万8,000円を追加し、6,746万7,000円。

8款1項繰越金1,324万8,000円を追加し、1,324万9,000円。

歳入合計1,603万5,000円を追加し、4億3,641万7,000円。

続きまして、歳出です。

1款総務費1,219万5,000円を追加し、1,591万円、1項総務管理費1,219万5,000円を追加し、1,375万3,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金384万円を追加し、394万1,000円。

歳出合計1,603万5,000円を追加し、4億3,641万7,000円。

35ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

歳入です。

3款国庫支出金1項国庫負担金2目低所得者保険料軽減負担金53万8,000円の減額です。内容につきましては、先ほど一般会計で説明いたしました一般会計から同額が繰り入れされることによる減額補正でございます。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金278万7,000円の追加につきましては、介護給付費負担金前年度精算分でございます。2目低所得者保険料軽減負担金27万円の減額でございます。これにつきましても、3款の国庫支出金同様、同額が一般会計からの繰り入れによる減額補正でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金80万8,000円の追加につきましては、前段で御説明いたしました国及び道の低所得者保険料軽減負担金の減額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

8款1項1目繰越金1,324万8,000円の追加につきましては、前年度繰越金でございます。

37ページをお願いいたします。

歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,219万5,000円の追加です。内容につきましては、前年度繰越金1,324万8,000円から介護給付費交付金等の額の確定に伴う返還金の財源分を差し引いた残りの額1,219万5,000円を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金で 3 8 4 万円の追加です。内容につきましては、国庫支出金等返還金で前年度分介護給付費等交付金の額の確定に伴い、国庫同費へ交付額の超過した分を返還するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第 3 9 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 3 9 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 1 議案第 3 9 号平成 2 7 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 4 0 号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 1 2 議案第 4 0 号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 3 9 ページをお願いいたします。

議案第 4 0 号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4 0 ページをお願いいたします。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

羅臼町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

今回の改正理由であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い条例の一部を改正するものであります。改正の概要であります、趣旨といたしまして、番号法では特定の個人情報について一般法よりもさらに厳格な個人情報保護措置を講じており、番号法第 3 1 条において地方公共団体は個人情報保護及びこの法律の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取り扱いが確保され並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な

措置を講ずるものとするとしております。

このことによりまして、現行の羅臼町個人情報保護条例に特定個人情報の保護に関する規定を新規に追加する改正を行ったものであります。内容につきましては、常任委員会です詳しく御説明いたしました。が、改正の趣旨について別冊の参考資料、資料1で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きください。

羅臼町個人情報保護条例の一部改正新旧対照表であります。

初めに、題名の次に記載のとおり、目次を追加しております。

第1条の目的の改正は、利用の停止を追加する改正です。

第2条は、特定個人情報を手にするための改正です。特定個人情報とは、その内容に個人番号を含む個人情報のことでもあります。

次のページで、第7条、第7条の2、第8条、第8条の2は、番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条の各号に挙げられた場合に限定されるため、同様の措置を講じたものです。

第12条は、番号法とは直接関係ありませんが、本来、指定管理者については別に定める必要があったことから追加いたしました。

第14条及び次のページの第15条の改正は、特定個人情報はその性格上、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え、任意代理人に対しても開示請求を行うことを認めるものです。

第22条の手数料等の改正は、経済的な理由等によらずに各個人が特定個人情報を容易に確認できるようにするために、開示手数料の減免、または免除の措置を講じたものです。

第23条の改正は、第15条と同様に任意代理人を認める改正です。

第26条の2は、個人情報の提供先について定めており、情報提供等記録は、情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録、保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとしたものであります。

第26条の3から7ページの第26条の7までは、利用停止について定めておりますが、番号法では特定個人情報について番号法に違反する行為のうち、特に不適切なものが行われ場合にも利用停止請求を認めているため、同様の措置を講じるものです。

なお、情報提供等記録については、システム上自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取り扱いが制限されていないため、利用停止請求は認めません。

第28条、第32条、第47条は、文言整理です。

附則といたしまして、第1項で、この条例は平成27年10月5日から施行する。ただし、情報提供等記録に関する部分は、番号法附則第1条第5号に定める日から施行するとしており、第2項では、引用先の羅臼町債権管理条例の一部を改めております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第40号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第41号 羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する
条例制定について

○議長(村山修一君) 日程第13 議案第41号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長(五十嵐勝彦君) 44ページをお開き願います。

議案第41号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

45ページをお開き願います。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例。

羅臼町証明手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

このたびの条例改正は、マイナンバー制度が平成27年10月5日よりスタートするに当たり、10月以降に住民に交付される通知カードと平成28年1月以降に交付予定の写真つきICカード、いわゆる個人番号カードの手数料は無料となっておりますが、紛失等により再交付を受ける場合は、再交付手数料がかかりますので、羅臼町証明手数料徴収条例の一部改正をするものでございます。

改正条文でございます。

別表(第2条関係)書中、広域交付住民票の写しの交付の次に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(追記領域の余白がなくなった場合、個人番号もしくは住民票コード変更により返納した場合、または国外転出により返納した場合の再交付を除く。)の欄で、「通知カードの再交付1枚500円と個人番号カード再交付1枚800円」を加え、「住民票カードの交付及び住民票カードの再交付」の欄を削除する。

附則として、この条例は、平成28年1月1日より施行する。ただし、通知カードの再交付については、平成27年10月5日より施行する。

なお、参考資料に新旧対照表を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第41号羅臼町証明手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案42号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 46ページをお願いいたします。

議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。

今回の規約の変更であります。組合規約の文言整理のため、第1条を変更すること、また構成団体のうち加入及び脱退する団体が生じたことから、規約の別表第1を改正するものであります。

改正条文につきましては記載のとおりでありまして、地方自治法の規定から議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、常任委員会で詳しく説明いたしましたとおりでありまして、参考資料といたしまして、別冊の資料3に新旧対照表を添付いたしましたので、後ほど御一読

願いたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第42号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案43号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第43号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 47ページをお願いいたします。

議案第43号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

今回の規約の変更につきましては、構成団体のうち、加入及び脱退する団体が生じたことから、規約の別表第1及び別表第2を改正するものであります。

改正条文については記載のとおりでありまして、地方自治法の規定から議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、常任委員会で詳しく説明したとおりであります。参考資料といたしまして、別冊の資料4に新旧対照表を添付いたしましたので、後ほど御一読願いたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第43号北海道市町村総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第44号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 49ページをお願いいたします。

議案第44号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。

今回の規約の変更につきましては、組合構成団体のうち、加入及び脱退する団体が生じたことから、別表の一部を改正するものであります。また、これまで縦書きであった組合理約を横書きにする変更をあわせて行うものであります。

改正条文につきましては記載のとおりでございます、地方自治法の規定から議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、常任委員会で詳しく説明したとおりであります、参考資料といたしまして、別冊の資料5に新旧対照表を添付いたしましたので、後ほど御一読願いたいと思います。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第44号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

-
- ◎日程第17 認定第1号 平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第18 認定第2号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第19 認定第3号 平成26年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第20 認定第4号 平成26年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第21 認定第5号 平成26年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第22 認定第6号 平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第23 報告第11号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
 - ◎日程第24 報告第12号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について
-

○議長（村山修一君） 日程第17 認定第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第22 認定第6号平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定及び日程第23 報告第11号平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、日程第24 報告第12号平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告についての8件を一括議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表等で簡単明瞭に説明を願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま一括上程された認定6件、報告2件について説明をいたします。

平成26年度各会計歳入歳出決算書を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付するものでございまして、説明につきましては、ただいま議長からお話がありましたとおり、別冊の参考資料6の総括表で簡潔に説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、数値につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、歳入歳出差引額のみとさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、認定第1号の一般会計でございます。

収入済額4億4,437万1,396円、不納欠損額398万2,081円につきましては、町税に係るものでございます。収入未済額1億7,630万2,231円、歳出支出済額4億3,100万4,342円、翌年度繰越額6,456万4,000円につきましては、TVHのテレビ中継局の整備費、あるいは地域創生先行型事業、あるいは地域創生費の生活支援事業等に係るものでございます。歳入歳出差引残額1億1,336万7,054円の黒字となっております。

認定第2号、国民健康保険事業特別会計でございます。

収入済額1億2,440万3,034円、不納欠損額464万3,998円につきましては、国保税に係るものでございます。収入未済額1億4,497万5,656円、支出済額1億2,183万2,211円、歳入歳出の差引残額257万823円の黒字となっております。

なお、この会計につきましては、8月26日開催の国保運営委員会において承認をいただいておりますことを報告申し上げます。

認定第3号の介護保険事業特別会計でございます。

収入済額4億4,110万669円、不納欠損額10万900円、これは介護保険料でございます。収入未済額907万5,694円、支出済額4億2,785万3,071円、歳入歳出差引残額1,324万7,598円の黒字となっております。

認定第4号、後期高齢者医療事業特別会計。

収入済額6,135万4,551円、不納欠損額2万8,900円につきましては、保険料でございます。収入未済額21万3,400円、支出済額6,129万3,651円、歳入歳出差引残額6万900円の黒字となっております。

認定第5号、国民健康保険診療所事業特別会計でございます。

収入済額1億3,511万2,021円、収入未済額222万7,017円、支出済額1億3,500万1,447円、歳入歳出差引残額11万574円の黒字でございます。

この会計におきましても、8月26日開催の国保運営委員会におきまして、承認をいただいていることを御報告申し上げます。

次に、水道事業会計でございます。認定第6号でございます。

収益的収入及び支出。

収入決算額2億2,507万812円、支出決算額2億48万5,955円。差引過不足

額でございます2,458万4,857円の黒字決算となっております。

資本的収入及び支出。

収入決算額はございません。支出決算額1億2,210万551円。差し引きの過不足額は三角の1億2,210万551円の収支不足となっております。

ただいまの資本的収入及び支出の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,210万551円につきましては、当該年度の損益勘定留保資金で補填をいたしたところでございます。

次に、議案の10ページをお願いいたします。

報告第11号でございます。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告する。

11ページをお願いいたします。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率でございます。

これにつきましては、26年度決算に基づく健全化判断比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の算定をいたしましたので、地方公共団体の財政の健全化にかかる法律によりまして監査委員の意見を付し報告をいたすところでございます。算定結果につきましては、いずれも基準の範囲内となっております。

12ページ、報告第12号。

平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

13ページをお願いいたします。

平成26年度決算に基づく資金不足比率でございます。

平成26年度決算に基づく水道事業会計の資金不足比率の算定をいたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、監査委員の意見を付し報告するものでございます。算定結果につきましては、不足がございませんから数字がありませんけれども、基準の範囲内となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

日程第23 報告第11号平成26年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、
日程第24 報告第12号平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告については、いずれも受理をいたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算認定については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたと思

います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

各常任委員会で委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いします。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長(村山修一君) 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、休憩中に羅臼町各会計決算特別委員会委員が選出されましたので、事務局長から報告をさせます。

○事務局長(松田伸哉君) 羅臼町各会計決算特別委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から松原臣議員、小野哲也議員、経済文教常任委員会から田中良議員、加藤勉議員。

以上でございます。

○議長(村山修一君) ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の内選をお願いします。正副議長室でお願いします。

正副委員長内選のため暫時休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。羅臼町各会計決算特別委員会委員長に田中良君、副委員長に加藤勉君。以上のとおり、互選された旨、報告がありました。

田中良君。

○特別委員会委員長（田中良君） 決算特別委員会委員長の田中です。

ただいま、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号の平成26年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定は、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17 認定第1号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第22 認定第6号平成26年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての6件を、羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第25 発議第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第25 発議第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成27年9月10日提出、羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員坂本志郎。

賛成者、羅臼町議会議員鹿又政義、同じく小野哲也、同じく田中良。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地

域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地球の地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年9月10日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第25 発議第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第26 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第26 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回羅臼町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後 2時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 村山修一

議 員 松原 臣

議 員 鹿 又政義